

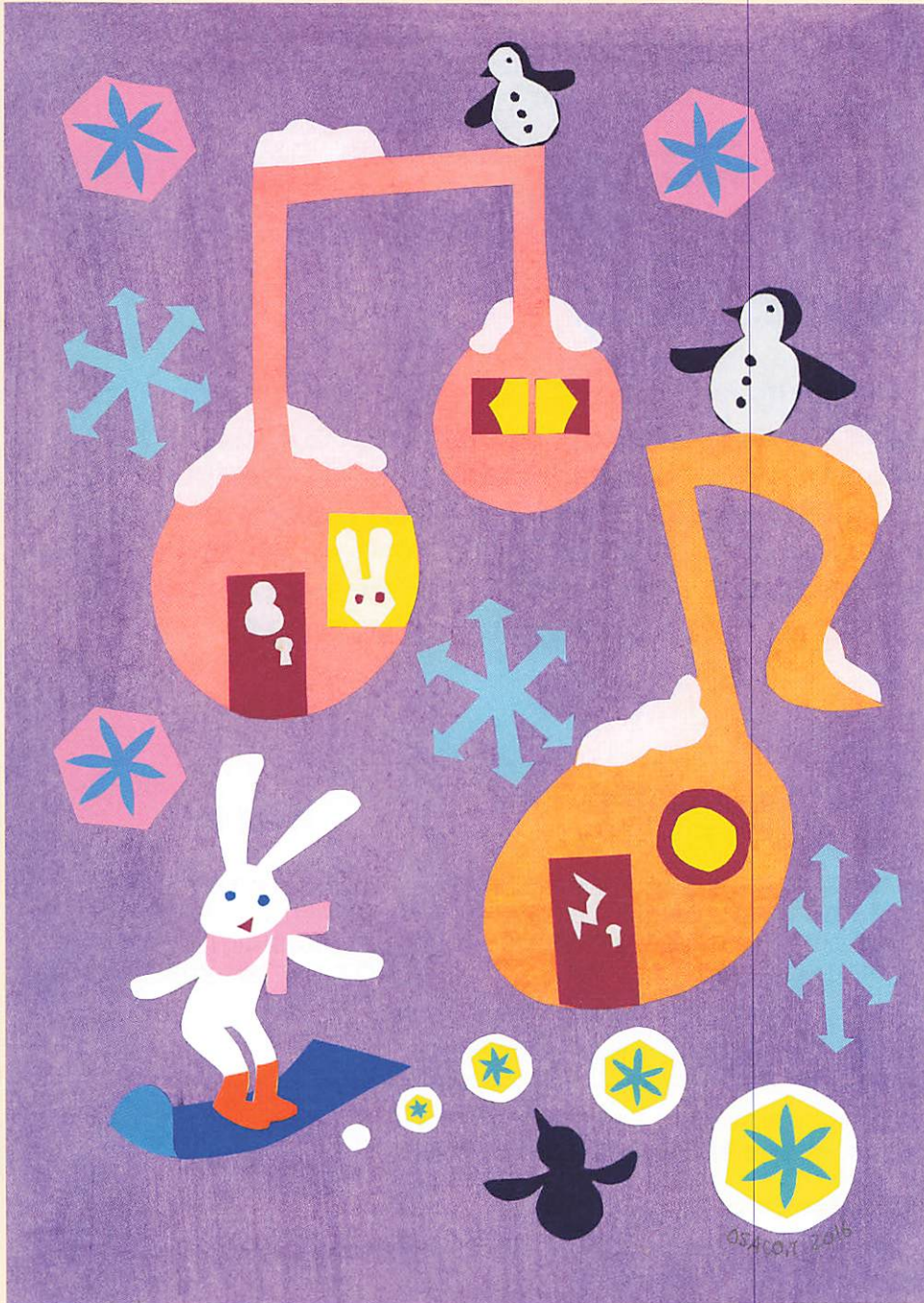
歳末たすけあい運動

令和
2年度

「歳末たすけあい」

地域福祉活動募金

つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～



「音符の家 冬」OSACO.T Artbility ※この作品は障害者アーティストによる作品です

お寄せいただいた募金はこの地域の福祉活動に使われます。
詳細は赤い羽根データベース「はねっと」でご覧になれます。

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

歳末たすけあい運動とは

毎年12月に「共同募金運動」の一環として、地域の社会福祉協議会が中心となって実施しています。この運動は、戦後の混乱期に、市民のたすけあいの精神により、生活に困窮する人々に対する物資の持ち寄り運動として始まりました。その後、時代や福祉課題の変化に応じながら、地域での安心・安全な暮らしを支えるための貴重な募金として、様々な取り組みに活用されています。

孤立した高齢者を狙う悪徳商法や、子どもの安全を脅かす様々な事件。多発する地震などの自然災害。現在、地域の中には、公的なサービスや制度だけでは解決されない問題が山積しています。大都市東京においても、改めて「地域のつながり」を再生させ、身近な地域で支えあう「地域の福祉力」を高めていくことが求められています。歳末たすけあい運動にお寄せいただいた募金は、そのような地域に根差した福祉活動を進めるために、有効に使わせていただきます。

● 募金の使いみち

- みなさんから寄せいただいた募金は、この地域の「地域福祉活動費」や「見舞金」として配分されます。「地域福祉活動費」は、地域の生活課題に応じて、下記枠内のような取組みに配分されます。「見舞金」は、寝たきり高齢者や認知症高齢者を自宅で介護される世帯や、支援を必要とする世帯などへ配分されます。

- 地域の縁側として誰もが気軽に集まれる「ふれあい・いきいきサロン」
- 地域に根ざしたボランティア団体や福祉団体の行事や活動への助成
- 小学生の登下校時やひとり暮らし高齢者への「見守り・声かけ活動」
- 災害ボランティア養成講座など、地域住民を対象とした講座や研修会の開催
- 町会・自治会単位など、小地域でのささえあい活動
- 生活上の困りごとを支えるきめ細かな在宅福祉サービスの展開 など

- 令和元年度の東京都全体の配分実績総額は4億6,157万円で、内訳は「地域福祉活動費」が3億9,054万円、「見舞金」が7,103万円でした。区市町村ごとの募金の使いみちは、赤い羽根データベース「はねっと」(<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>)で検索いただけます。

見舞金 (15.4%)	地域福祉活動費 (84.6%)
----------------	--------------------

● 地域福祉活動費を活用した都内の取組み事例

● 地域の支え合い活動に対する支援

(墨田区社会福祉協議会)

墨田区社会福祉協議会では、地域の支え合い活動（小地域福祉活動）を推進しており、この活動の支援に活用しています。小地域福祉活動とは、町会・自治会といったお互いに顔見知りの範囲で、「戸別訪問」「見守り・声かけ」「ふれあいサロン」など、それぞれの地域に合った活動を通して地域の中でお互いに支えあう気持ちを次の世代へも繋げていくものです。

● おひる処

(清瀬市社会福祉協議会)

高齢社会になり、食事が偏っている人、孤食の人、バランスのとれた食事の分からない人。その様な人達と談笑しながら食事をして元気になり、地域の輪が広がればと思います。毎月第2金曜日に40名近い方々が昼食を手作りした物を頂き話もはずみ笑顔も出ます。顔なじみを作る、家から出るという事が必要と思います。そんな手助けになればという思いで活動しています。

● 募金が配分されるまで

配分計画・募金目標額の決定（5月）

あらかじめ配分計画を立て、その計画の実施に必要な募金目標額を定めます。

募金活動の実施（12月1日～31日）

協力者による各家庭への訪問や、自治会・町会等を通じた募金用封筒の回覧などが行われます。社会福祉協議会の窓口でも募金を受け付けています。

募金の配分

「見舞金」は募金年度内の12月～1月に配分されます。「地域福祉活動費」は翌年度の4月に配分され、1年間の取組みに活用されます。

● 歳末たすけあい運動に対する寄附金の税制上の優遇措置

共同募金運動の一環である「歳末たすけあい運動」への寄附には、税制上の優遇措置があります。税制上の優遇措置を受けることを希望される場合は、地域の社会福祉協議会にご連絡ください。

税制上の優遇措置の内容 ※詳しくは東京都共同募金会までお問合せください。

〔個人の場合〕

所得税の寄附金控除、寄附金税額控除および住民税の寄附金税額控除の対象になります。

○所得税に係わる寄附金控除額（下記①、②のいずれか）

①所得控除 寄附金額（年間所得の40%を限度とする額）－2千円

②税額控除（寄附金額－2千円）×40%＝所得税額からの控除額（所得税額の25%が限度）

※「所得控除」とは、寄附者のその年分（1月～12月）の課税対象となる所得から、該当される額が控除されることをいい、「税額控除」とは、納付すべき税の額から該当する金額が控除されることをいいます。

○住民税に係わる寄附金税額控除額

[寄附金額（年間所得の30%を限度とする額）－2千円]×10%

〔法人の場合〕

株式会社などの法人の寄附は、法人税の算出にあたり寄附額を「全額損金」とすることができます。

(お問合せ)

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並2階
TEL 03-5347-1010

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1

TEL 03-3268-7186

社会福祉法人 東京都共同募金会

〒169-0072 新宿区大久保3-10-1 東京都大久保分庁舎201

TEL 03-5292-3181